

参考資料

(1) 水防警報・水位周知計画書

(物部川、仁淀川、宇治川、高知海岸) p.1

(2) 物部川洪水予報業務に関する細目協定 p.23

(3) 物部川洪水予報実施要領 p.27

(4) 仁淀川洪水予報業務に関する細目協定 p.44

(5) 仁淀川洪水予報実施要領 p.48

(6) 水防資材等の保有状況 p.65

II 水防警報・水位周知計画書

1. 水防警報を行う河川・海岸名及びその区域

【河川】

水系名	河川名	区 域		延 長 (km)
仁淀川	仁淀川	左岸	高知県吾川郡いの町加田字又四郎 2473 番の 1 地先 (いの町加田地先) から海まで	15.4
		右岸	高知県高岡郡日高村下分字上ノ首 2653 番地先 (河口) (日高村下分地先)	
	支川 宇治川	左岸	高知県吾川郡いの町枝川字ケナシ301番地先 から幹川合流点まで	3.3
		右岸	高知県吾川郡いの町枝川字ケナシ292番地先	
物部川	物部川	左岸	高知県香美市土佐山田町神母ノ木字川添 426 番の 2 地先 から海まで	10.5
		右岸	高知県香美市土佐山田町楠目字半坂 1742 番地先 (合同堰下流)	

注：（ ）内書は警報通知を行う場合の呼称である。

【海岸】

海岸名	区 域		延 長 (km)
高知海岸	十 市 海 岸 仁 井 田 海 岸 長 浜 海 岸 戸 原 海 岸 新 居 海 岸	高知県南国市十市字東井流 4 7 8 5 番地の 1 地先から同県土佐市新居字池ノ浦 1 0 番地先まで (同県高知市仁井田字九窪 4 2 番地の 3 地先から同県同市浦戸字城山 8 3 0 番の 3 地先まで、同県同市春野町甲殿字塩濱 1 4 2 3 番地の 2 地先から同県同市春野町仁ノ字小松崎 3 8 6 8 番地の 1 地先まで及び同県同市春野町仁ノ字中州 3 8 3 3 番地の 1 地先から土佐市新居字大東 3 1 番 2 地先までを除く。)	13.3

2. 水防警報の対象とする基準水位観測所及びその諸元

【河川】

河川名	基準水位	県名	地 先 名	位 置	水 防 団 待機水位 (指定水位)	氾 濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水 位 (危険水位)	氾 濫 危険水位 (危険水位)	計 画 高水位
仁淀川	伊野	高知県	吾川郡いの町 湊ノ谷	河口より 12.2Km	5.00m	6.60m	8.15m	8.80m	10.15m
宇治川	枝川	高知県	吾川郡いの町 枝川	幹川合流 点より 4.0km	1.90m	2.20m	2.80m	3.40m	3.57m
物部川	深淵	高知県	香南市野市町 深淵	河口より 3.6Km	2.80m	3.40m	有堤 4.10m	有堤 4.55m	5.21m
							無堤 3.80m	無堤 4.25m	

【海岸】

海 岸 名	基準波高 観 測 所	県 名	地 先 名	位 置
高知海岸	戸原	高知県	高知市春野町甲殿	沖合 2,037m

3. 水防警報実施機関

河川・海岸名	実施機関	責任者	官 職	氏 名
仁淀川	高知河川国道事務所	所 長	国土交通技官	小林 賢也
支川 宇治川	〃	〃	〃	〃
物部川	〃	〃	〃	〃
高知海岸	〃	〃	〃	〃

4. 水防警報の種類・内容と発表基準

(1) 種類と内容

【河川】

種 類	内 容
待 機	水防団員の足留めを行うもの。
準 備	水防資機材の整備点検水門等の開閉の準備、水防団幹部の出動等に対するもの。
出 動	水防団員の出動を通知するもの。
情 報	出水状況・河川状況等を適宜提供する。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。

【海岸】

種 類	内 容
待 機・準 備	水防団が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告するもの。水防に関する情報連絡・収集、水防資機材の整備・確保に努める。
出 動	水防団が出動する必要がある旨を警告するもの。
距離確保準備	水防団が越波から安全な距離を確保できる場所へ移動準備し、避難誘導・浸水対策等にあたる。
距 離 確 保	水防団が越波から安全な距離を確保できる場所で、避難誘導・浸水対策等にあたる。
距離確保解除	越波の恐れが無く、水防作業が必要な場所で浸水対策等にあたる。
解 除	水防作業の必要が無く、一連の水防警報を解除する旨を通告する。

(2) 発表基準 【河川】

河川名	基準水位 観測所	待 機	準 備	出 動	情 報	解 除
仁淀川	伊 野	氾濫注意水位（警戒水位）以上に達すると思われる時	水位 5.0m に達しなお上昇の恐れがある時	水位 6.6m に達しなお上昇の恐れがある時	出水状況河川状況を適宜提供する	水防作業を必要としなくなった時
支川 宇治川	枝 川	〃	〃 1.90m 〃	〃 2.20m 〃	〃	〃
物部川	深 瀬	〃	〃 2.80m 〃	〃 3.40m 〃	〃	〃

【海岸】

海岸名	基準波高 観測所	区分	待機・準備	出 動	距離確保 準 備	距離確保	距離確保 解 除	解 除
高知 海岸	戸原	十市 海岸	有義波高が 5.0m に達したとき。又は気象・波浪状況等により発令が必要と判断されるとき	有義波高が 6.0m に達したとき。又は気象・波浪状況等により発令が必要と判断されるとき	有義波高が 8.0m に達したとき。又は気象・波浪状況等により発令が必要と判断されるとき	有義波高が 9.0m に達したとき。又は気象・波浪状況等により水防活動を実施する上で危険と判断されるとき	有義波高が 9.0m を下回り、気象・波浪状況等により水防活動を実施する上で安全と判断されるとき	有義波高が 5.0m を下回り、水防活動をする状況が解消したと認められるとき
		仁井田・長浜・戸原・仁ノ海岸	〃 4.5 〃	〃 6.0 〃	〃 7.5 〃	〃 8.5 〃	〃 8.5 〃	〃 4.5 〃
		新居海岸	〃 6.0 〃	〃 7.0 〃	〃 9.0 〃	〃 10.0 〃	〃 10.0 〃	〃 6.0 〃

※「仁井田・長浜・戸原・仁ノ海岸」については、戸原 5 号突堤付近の浸食による越波の可能性があるため、当面は、「有義波高 5.5m」を出動基準として運用する。

5. 水防警報を発表できない場合の処置
理由を附し関係者に通知する。

6. 水防警報の通知

【河川】

河川名	発 報 担 当 者	受 報 担 当 者	連 絡 方 法
仁淀川 宇治川 物部川	高知河川国道事務所長	高知県河川課長 四国地方整備局 水災害予報センター長 仁淀川出張所長 物部川出張所長 (財) 河川情報センター 高松センター所長 高知地方气象台 観測予報管理官	メール 多重回線又は N T T

【海岸】

海岸名	発 報 担 当 者	受 報 担 当 者	連 絡 方 法
高知海岸	高知河川国道事務所長	高知県港湾・海岸課長 四国地方整備局 河川計画課長 高知海岸出張所長 (財) 河川情報センター 高松センター所長 高知地方气象台 観測予報管理官	メール 多重回線又は N T T

7. 基準水位観測所の関係する水防管理団体及びその範囲

【河川】

河川名	基準水位 観 測 所	水防管理団体及び範囲	
		水防管理団体	範 囲
仁淀川	伊 野	いの町・土佐市・高知市 日高村・佐川町	いの町・土佐市・高知市 日高村・佐川町
宇治川	枝 川	いの町	いの町
物部川	深 瀬	南国市・香南市・香美市	南国市・香南市・香美市

【海岸】

海岸名	基準波高 観 測 所	水防管理団体及び範囲	
		水防管理団体	範 囲
高知海岸	戸 原	土佐市・高知市・南国市	土佐市・高知市・南国市

8. 水位周知を行う河川名及びその区域

水系名	河川名		区 域		延 長 (km)
仁淀川	支川 宇治 川	県 管理	左岸	高知県吾川郡いの町枝川字西ノ袖 から直轄管理区間まで	1.6
			右岸	高知県吾川郡いの町枝川字川原田	
		直轄 管理	左岸	高知県吾川郡いの町枝川字ケナシ301番地先 から幹川合流点まで	3.3
			右岸	高知県吾川郡いの町枝川字ケナシ292番地先	
					合計 4.9

9. 水位周知の対象とする基準水位観測所及びその諸元

河川名	基準水位	県名	地 先 名	位 置	水 防 団 待機水位 (指定水位)	氾 濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水 位 (危険水位)	氾 濫 危険水位 (危険水位)	計 画 高水位
宇治川	枝川	高知県	吾川郡いの町 枝川	幹川合流 点より 4.0km	1.90m	2.20m	2.80m	3.40m	3.57m

10. 水位周知実施機関

河川名	実施機関	責任者	官 職	氏 名
支川 宇治川	高知河川国道事務所 高知県水防本部	所 長 知 事	国土交通技官 一	小林 賢也 濱田 省司

11. 水位周知の発表基準

河川名	基準水位 観 測 所	氾濫注意情報	氾濫警戒情報	氾濫危険水位
支川 宇治川	枝 川	氾濫注意水位 に達した時	避難判断水位 に達した時	氾濫危険水位 に達した時

12. 発表の様式

水防警報・情報、水位周知の発表様式は様式（河）3の1、（河）3の2、高知海岸水防警報による。

※ 水防警報(情報)については、必要に応じた情報を適宜発表するものとする。

水防警報 (情報)

発令河川	基準水位観測所	発表番号
(③)	(④)水位観測所	第 号

平成 年 月 日 時 分 国土交通省(⑤)河川国道事務所発表

【現況】

(③)の(④)水位観測所((⑥))の水位は、 日 時 分
現在()mです。
引き続き上昇しています。
次第に下がっています。

【被災状況】

(⑫)地先の(⑫)に(⑫)が発生しました。

【発表】

水防機関は(⑫)してください。

【特記】

日 時現在の雨量は、(⑩)[(/ mm)]です。
(④)地点の水位は 日 時 分に[⑪]水位を超えました。
(④)地点の水位は 日 時 分に最高水位()mに達しました。
(④)地点の最高水位は、 日 時頃に起こると予想され、
()m位に達する見込みです。
(④)地点の()時間後の水位は、()mと予想されます。
氾濫注意水位を相当に上回るおそれがあります。
氾濫注意水位を 日 時頃、下回る見込みです。
堤防の低い所では、越水するおそれがあります。

(⑤)河川国道事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
(⑦)				
(⑦)				

【参考】

(③) (④) 水位観測所 ((⑥))
(受け持ち区間は (③) 左岸 : (⑧) までの区間
右岸 : (⑨) までの区間)

問い合わせ先
国土交通省 (⑤) 河川国道事務所 課 電話: (内線)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報	https://www.river.go.jp/	
水害リスクライン	https://frr.river.go.jp/	
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	

水系	仁淀川		物部川
河川	仁淀川	宇治川	物部川
③	仁淀川	宇治川	物部川
④	伊野	枝川	深淵
⑤	高知	高知	高知
⑥	いの町	いの町	香南市
⑦	伊野	枝川	深淵
⑧	吾川郡いの町加田字又四郎2473番の1地先から海(河口)	吾川郡いの町枝川字ケナシ301番地先から幹川合流点	香美市土佐山田町神母ノ木字川瀬426番の2地先から海(河口)
⑨	高岡郡日高村下分字上ノ首2653番地先から海(河口)	高知県吾川郡いの町枝川字ケナシ282番地先から幹川合流点	香美市土佐山田町楠目字半坂1724番地先から海(河口)
⑩	御三戸	枝川	佐敷
⑪	水防団待機 ・ 氾濫注意 ・ 避難判断 ・ 氾濫危険		
⑫	< 任 意 >		

※ 水位周知については、必要に応じた情報を適宜発表するものとする。

発表者

国土交通省 高知河川国道事務所 高知 県

→

第1受報者

機関名

→

第2受報者

機関名

→

第3受報者

機関名

正 規

宇治川氾濫警戒情報

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
国土交通省 高知河川国道事務所発表
高知 県 発 表
(第〇〇号)

【主文】

宇治川の枝川水位観測所（吾川郡いの町）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難準備・高齢者等避難開始の発令の目安となる避難判断水位(2.80m)に到達しました。

市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

（参考）

宇治川 枝川水位観測所（吾川郡いの町）
（受け持ち区間は 宇治川左岸：吾川郡いの町枝川字西ノ袖から幹川合流点、右岸：吾川郡いの町枝川字川原田から幹川合流点）

氾濫危険水位
（相当換算水位）

3. 4 0 m

水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位
いつ氾濫してもおかしくない状態
避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階

避難判断水位

2. 8 0 m

避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階

氾濫注意水位

2. 2 0 m

氾濫の発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位、
氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先
国土交通省 高知河川国道事務所 調査課 電話：088-832-0779
高 知 県 土木部 河川課 電話：088-823-9838

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報

水害リスクライン

気象庁ホームページ

パソコンから
<https://www.river.go.jp/>
<https://fl.river.go.jp/>
<https://www.jma.go.jp/>

携帯電話から

13. 水防警報の連絡系統図

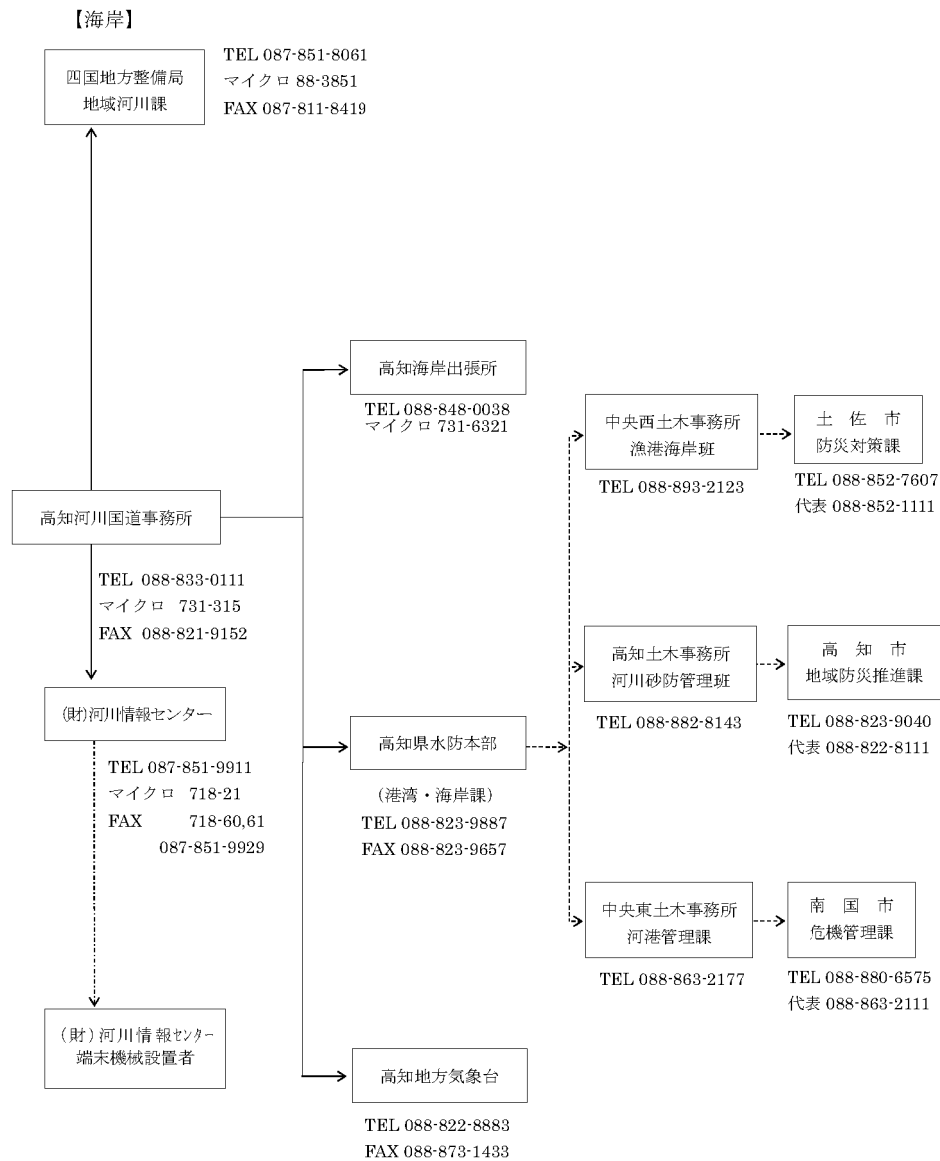
【河川】

```
graph TD
    NII[四国地方整備局  
水災害予報センター  
TEL 087-851-8061  
マイクロ 88-3851,3866  
FAX 087-811-8419]
    HCC[高知河川国道事務所  
TEL 088-833-0111  
マイクロ 731-351,352  
FAX 088-833-5357]
    RICS[（財）河川情報センター  
TEL 087-851-9911  
マイクロ 718-22  
FAX 718-60,61  
087-851-9929]
    RICS2[（財）河川情報センター  
端末機械設置者]
    JCS[仁淀川出張所  
TEL 088-894-2044  
マイクロ 731-6221]
    JCS2[物部川出張所  
TEL 088-863-2720  
マイクロ 731-6121]
    HCC2[高知県水防本部  
（河川課）  
TEL 088-823-9838  
マイクロ 739-33  
739-34  
FAX 739-50  
088-823-9129]
    HCC3[高知地方气象台  
TEL 088-822-8881  
FAX 088-825-0887]
    CCS[越知事務所  
TEL 0889-26-1161]
    CCS2[佐川町 総務課  
TEL 0889-22-7700  
代表 0889-22-7700]
    CCS3[日高村 総務課  
TEL 0889-24-5113  
代表 0889-24-5111]
    CCS4[いの町 総務課  
TEL 088-893-1113  
代表 088-893-1111]
    CCS5[土佐市 防災対策課  
TEL 088-852-7607  
代表 088-852-1111]
    CCS6[高知土木事務所  
TEL 088-882-8141]
    CCS7[高知市 防災政策課  
TEL 088-823-9055  
代表 088-822-8111]
    CCS8[香美市 防災対策課  
TEL 0887-52-8008  
代表 0887-53-3111]
    CCS9[南国市 危機管理課  
TEL 088-880-6575  
代表 088-863-2111]
    CCS10[香南市 防災対策課  
TEL 0887-57-8501  
代表 0887-56-0511]
    CCS11[中央西土木事務所  
TEL 088-893-2111]
    CCS12[中央東土木事務所  
TEL 088-863-2171]

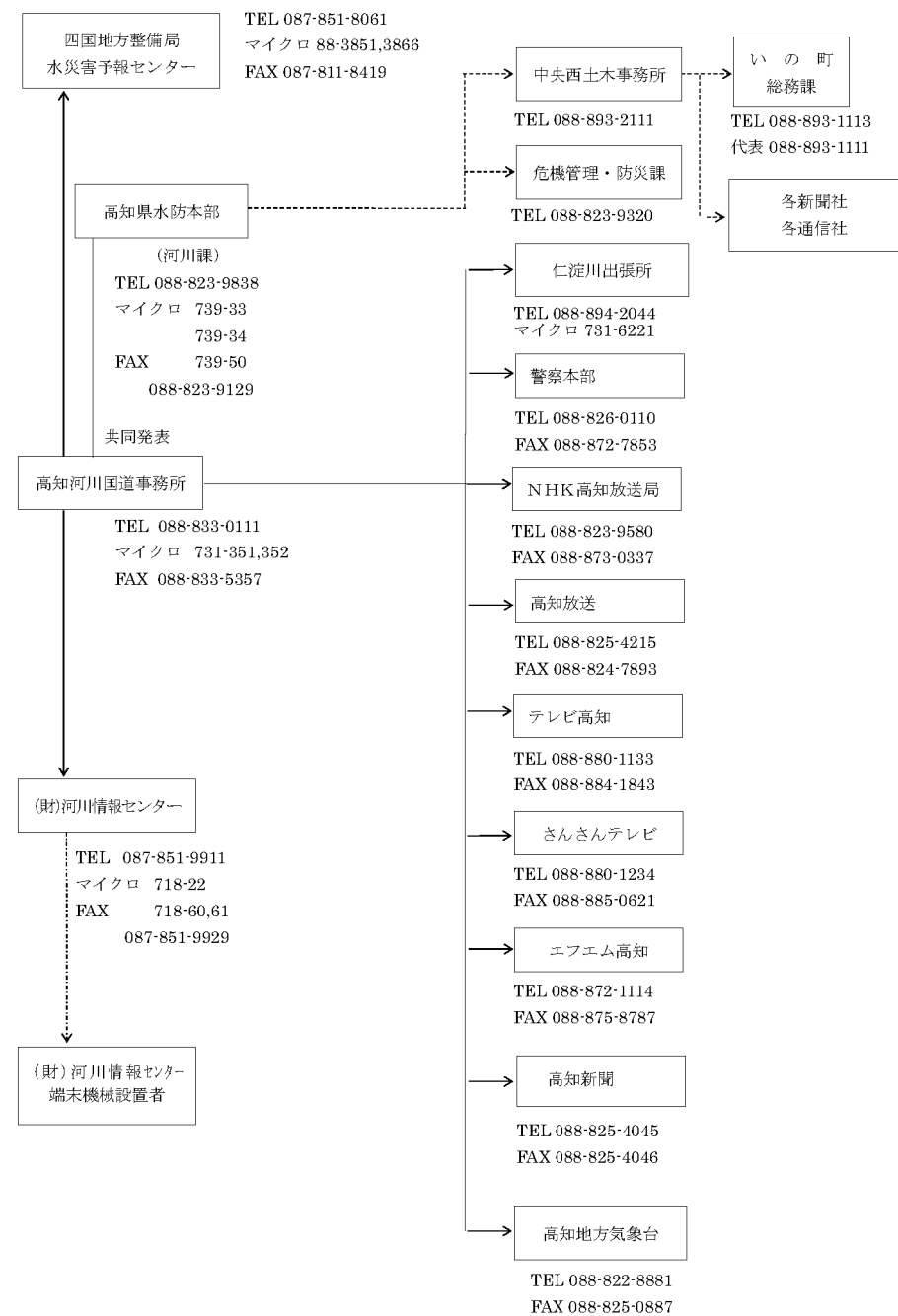
    NII --> HCC
    HCC --> RICS
    RICS --> RICS2
    HCC --> JCS
    HCC --> JCS2
    HCC --> HCC2
    HCC --> HCC3
    HCC --> CCS
    CCS -.-> CCS2
    CCS -.-> CCS3
    CCS -.-> CCS4
    CCS -.-> CCS5
    CCS -.-> CCS6
    CCS -.-> CCS7
    CCS -.-> CCS8
    CCS -.-> CCS9
    CCS -.-> CCS10
    CCS -.-> CCS11
    CCS -.-> CCS12
```

9

10



14. 水位周知の連絡系統図



15. 主要関係機関一覧表

関係機関	電話番号	代表者	担 当 者	関係機関	電話番号	代表者	担 当 者
高知県水防本部	高知 088 823-1111	知 事	河川課長 港湾・海岸課長	南国市消防本部 南国市消防署	南国 088 863-3511	消防長 署 長	警防係長 第一消防隊長
高知土木事務所	高知 088 882-8141	所 長	河川管理課長	香南市消防組合 消防本部	赤岡 0887 55-4141	消防長	
中央西 土木事務所	いの 088 893-2111	”	河港建設課長 河港第一班長	香南市消防署			
中央東 土木事務所	南国 088 863-2171	”	河港管理課長 河港保全班長	高知県 警察本部	高知 088 826-0110	本部長	災害対策課主 任
越知事務所	越知 0889 26-1161	”	道路課長				
日高村	日高 0889 24-5111	村 長	総務課長	香美警察署	土佐山田 0887 52-0110	”	地域課長
いの町	いの 088 893-1111	町 長	総務課長	香南警察署	赤岡 0887 55-0110	”	地域課長
土佐市	土佐 088 852-1111	市 長	防災対策課長	南国警察署	南国 088 863-0110	”	地域課長
佐川町	佐川 0889 22-7700	町 長	危機管理対策 室長	土佐警察署	土佐 088 852-0110	”	地域課長
高知市	高知 088 823-9055	市 長	防災政策課長				
香美市	土佐山田 0887 53-3111	市 長	防災対策課長	高知 海上保安部	高知 088 832-7113	部 長	警備救難課長
南国市	南国 088 863-2111	市 長	危機管理課長	高知 地方气象台	高知 088 822-8883	台 長	防災管理官
香南市	赤岡 0887 56-0511	市 長	防災対策課長	高知赤十字病院	高知 088 822-1201	院 長	
高知市消防局	高知 088 822-8151	局 長		四国電力	高知 088 822-9211	局 長	総務課長
高知市南消防署 春野出張所	春野 088 894-3430	出張所長		N H K	高知 088 823-2300	局 長	放送部長
仁淀消防組合 日高分署	日高 0889 24-5411	分署長		高知放送 (R K C)	高知 088 825-4215	社 長	報道部長
仁淀消防組合 消防署	いの 088 893-3221	消防長	警防係長	テレビ高知	高知 088 880-1133	社 長	報道部長
いの町消防団	いの 088 893-0040						
土佐市消防本部 土佐市消防署	土佐 088 852-0001	本部長 消防長	警防班長	さんさんテレビ	高知 088 880-1234	社 長	報道部長
香美市消防本部 香美市消防署	土佐山田 0887 53-4176	消防長	警防係長	河川情報センター 高松センター	高松 087 851-9911 マイクロ 718-21 FAX718- 60,61	所 長	参事
高吾北消防本部 (署)	越知 0889 26-2111	本部長		大阪航空局 高知空港事務所	南国 088 863-2621	所 長	総務課長

Ⅲ 資 料

1. 雨量及び水位・流量観測所一覧表

(1) 雨量観測所

水 系	種別	所 在 地	観測 所名	所 属	観測人 氏 名	通信連絡 方 法	摘 要
物部川	テレ	高知県香美市物部村別府	別 府	高知県	—	テレメータ	
”	”	高知県香美市物部村和久保	和久保	”	—	”	
”	自記	高知県香美市香北町永瀬	永 瀬	”	—	N T T	永瀬ダム 0887-58-2046
”	テレ	高知県香美市物部村笹字猪谷	笹	”	—	テレメータ	
”	”	高知県香南市香我美町藤ヶ谷	舞 川	”	—	”	
”	”	高知県香美市香北町河野字中 麦粉 8 2 4 番 6	香 北	高知河川 国 道	—	”	
”	”	高知県香美市香北町西川スベ リ石乙 2 3 4 8 番地	佐 敷	”	—	”	
”	自記	高知県香美市物部町字野々内 1 6 0 番地先	市 字	”	—	—	
”	テレ 自記	高知県香美市香北町大東字 西ノ佐古 2 9 6 番	大 東	”	—	テレメータ	
”	”	高知県香美市香北町岩改字平 9 7 2 番 2	岩 改	”	—	”	
仁淀川	テレ	愛媛県上浮穴郡久万高原町 大味川サギザコ 2 1	面 河	大渡ダム	—	”	
”	”	愛媛県上浮穴郡久万高原町 柚野字新田 2 0	梅ヶ市	”	—	”	
”	”	愛媛県上浮穴郡久万高原町 大味川字セト家地上 3 番耕地	大味川	”	—	”	
”	”	愛媛県上浮穴郡久万高原町 直瀬字並松甲 3975	上直瀬	”	—	”	
”	”	愛媛県上浮穴郡久万高原町 上野尻字ケジ谷 230-1	久 万	”	—	”	
”	”	愛媛県上浮穴郡久万高原町 二名字永久甲 291-1	永 久	”	—	”	
”	”	愛媛県上浮穴郡久万高原町 上黒岩ハチマンミチ中 469-1	御三戸	”	—	”	
”	”	愛媛県上浮穴郡久万高原町 日野浦御山 349-2	美 川	”	—	”	
”	”	愛媛県上浮穴郡久万高原町 黒藤川字ナガサキ 3563-1	黒藤川	”	—	”	
”	”	愛媛県喜多郡内子町中川小田 深山国有林 59 林班イ小班	獅子越	”	—	”	
”	”	愛媛県上浮穴郡久万高原町 西谷字中久保乙 497-46	地 芳	”	—	”	
”	”	愛媛県上浮穴郡久万高原町 西谷字ミキタニ山乙 206-3	西 谷	”	—	”	

水 系	種別	所 在 地	観測 所名	所 属	観測人 氏 名	通信連絡 方 法	摘 要
仁淀川	テレ	高知県吾川郡仁淀川町 高瀬 3815	大 渡	大渡ダム	—	テレメータ	
〃	〃	愛媛県上浮穴郡久万高原町 中津字休場 243 番地先	休 場	〃	—	〃	
〃	テレ 自記	高知県吾川郡いの町 小川新別字湯場	樫ノ木山	高知河川 国 道	—	〃	
〃	〃	高知県吾川郡仁淀川町長者字 東駄馬乙 4 9 3 番地	長 者	〃	—	〃	
〃	〃	高知県土佐市家俊字三郎 5 6 0 の 1 番地	家 俊	〃	—	〃	
〃	〃	高知県吾川郡仁淀川町椿山 字カバクラ 5 3 1 番地	椿 山	〃	—	〃	
〃	〃	高知県高岡郡佐川町古畑字ク ロイシヤシキ 1 5 4 7 番地	古 畑	〃	—	〃	
〃	〃	高知県高岡郡佐川町字西の場 乙 2 5 8 3 番 2	佐 川	〃	—	〃	
〃	〃	高知県吾川郡仁淀川町北浦 マエダ 5 4 6 － 2 番地	池 川	〃	—	〃	
〃	〃	高知県吾川郡仁淀川町大崎	川 口	〃	—	〃	
〃	〃	高知県吾川郡いの町上八川下 分字石船 2 8 7 8 番地 2	思 地	〃	—	〃	
〃	〃	高知県高岡郡日高村本郷字 赤はげ 2 9 7 4 － 3	本 郷	〃	—	〃	
〃	自記	高知県高知市春野町弘岡上 1 9 9 2	弘 岡	〃	仁淀川 出張所	マイクロ	6221～6223
〃	〃	高知県吾川郡仁淀川町大屋字 樫山	樫 山	〃	—	—	
〃	〃	高知県吾川郡いの町小川東津 賀才字中ノヅ 9 3 9 番地	南 越	〃	—	—	
〃	〃	高知県吾川郡仁淀川町瓜生野	瓜生野	〃	—	—	
〃	〃	高知県吾川郡いの町下八川字 東長引 8 2 4 番地	長 引	〃	—	—	
〃	テレ 自記	高知県吾川郡いの町枝川	枝 川	〃	—	テレメータ	
〃	〃	高知県高知市六泉寺町 96-7	高知	〃	—	〃	
〃	自記	高知県吾川郡いの町音竹	宇治川 排水機場	〃	—	—	
〃	〃	高知県吾川郡いの町大内	南の谷 排水機場	〃	—	—	
〃	〃	高知県吾川郡いの町八田	奥田川 排水機場	〃	—	—	
〃	〃	高知県土佐市中島字東大垣 4 9 4 番地 2	波介川 水門	〃	—	—	
〃	〃	高知県土佐市新居地先	新居樋門	〃	—	—	

(2) 水位・流量観測所一覧表

水 系	種別	所 在 地	観 測 所 名	所 属	氾濫危険 避難判断 氾濫注意 水防団待機	0 点高	観測人 氏 名	通信連絡 方 法	その他
物部川	テレ 自記	高知県香南市 野市町深刈	深 刈	高知 河川 国道	4.25(無) 3.80(無) 3.40 2.80	11.68 (新 TP)		テレメータ	
〃	テレ 自記	高知県香美市 土佐山田町戸板島	戸坂島	〃		20.09 (新 TP)		〃	
〃	自記	高知県香南市 吉川町吉原	吉 川	〃		0.00 (旧 TP)		—	
〃	テレ	高知県香美市 土佐山田町楠目	楠 目	高知県		35.00		テレメータ	
仁淀川	テレ 自記	高知県吾川郡 仁淀川町大崎	川 口	高知 河川 国道		76.82 (新 TP)		〃	
〃	〃	高知県吾川郡 いの町加田湊ノ谷	伊 野	〃	7.90(無) 7.20(無) 6.60 5.00	10.18 (新 TP)		〃	
〃	自記	高知県土佐市 高岡町天崎	新八田	〃		0.00 (旧 TP)		—	
〃	テレ	高知県土佐市中島	中 島	〃		0.26 (新 TP)		テレメータ	
〃	テレ 自記	高知県高知市 春野町仁西	仁 西	〃		-0.72 (新 TP)		〃	
〃	〃	高知県高岡郡 日高村本郷赤はげ	本 郷	〃		0.00 (新 TP)		〃	
〃	自記	高知県吾川郡 いの町天神通	相生川	〃		11.76 (新 TP)		—	
〃	〃	高知県吾川郡 いの町音竹	新砂ヶ森	〃		0.00 (旧 TP)		—	
〃	〃	高知県吾川郡 いの町駅南	駅 南	〃		0.00 (旧 TP)		—	
〃	〃	高知県土佐市中島	小野橋	〃		0.00 (旧 TP)		—	
〃	〃	高知県吾川郡 仁淀川町土居甲	池 川	〃		135.85 (旧 TP)		—	

水 系	種別	所 在 地	観 測 所 名	所 属	氾濫危険 避難判断 氾濫注意 水防団待機	0点高	観測人 氏 名	通信連絡 方 法	その他
仁淀川	テレ	高知県吾川郡 いの町枝川	枝 川	高知県	3.40 2.80 2.20 1.90	10.73		テレメータ	
〃	自記	高知県土佐市波介	波 介	〃	— 5.50 4.50	0.00		〃	
〃	テレ 自記	高知県高岡郡 越知町越知字木倉	越 知	大渡 ダム		48.39		テレメータ	
〃	〃	高知県吾川郡いの町 柳瀬石見字不動	不 動	〃		25.18		〃	
〃	〃	高知県吾川郡 いの町加田	加 田	〃		11.74		〃	
〃	〃	高知県吾川郡仁淀川 町森字西久喜 1862-8	森	〃		121.77		〃	
〃	テレ	愛媛県上浮穴郡久万 高原町仕出 1829	仕 出	〃		373.32		〃	
〃	自記	高知県吾川郡 いの町下八川	下八川	高知 河川 国道		45.00 (旧 TP)		—	
〃	テレ	高知県土佐市北地 733-2	一ツ木橋	〃		2.23 (新 TP)		テレメータ	

(3) 風向、風速観測所

箇 所	所 在 地	観測所名	観測人氏名	通信連絡方法	その他
高 知 海 岸	高知県土佐市新居	新 居	—	テレメータ	—

(4) 波浪、波高観測所

箇 所	所 在 地	観測所名	観測人氏名	通信連絡方法	その他
高 知 海 岸	高知県高知市春野町甲殿	戸 原	—	テレメータ	甲殿川水門 操 作 室

(5) 潮位観測所

箇 所	所 在 地	観測所名	観測人氏名	通信連絡方法	その他
高 知 海 岸	高知県土佐市宇佐町荻岬	荻 岬	—	テレメータ	—

1－1 物部川水系観測所位置図



1-2 仁淀川水系観測所位置図



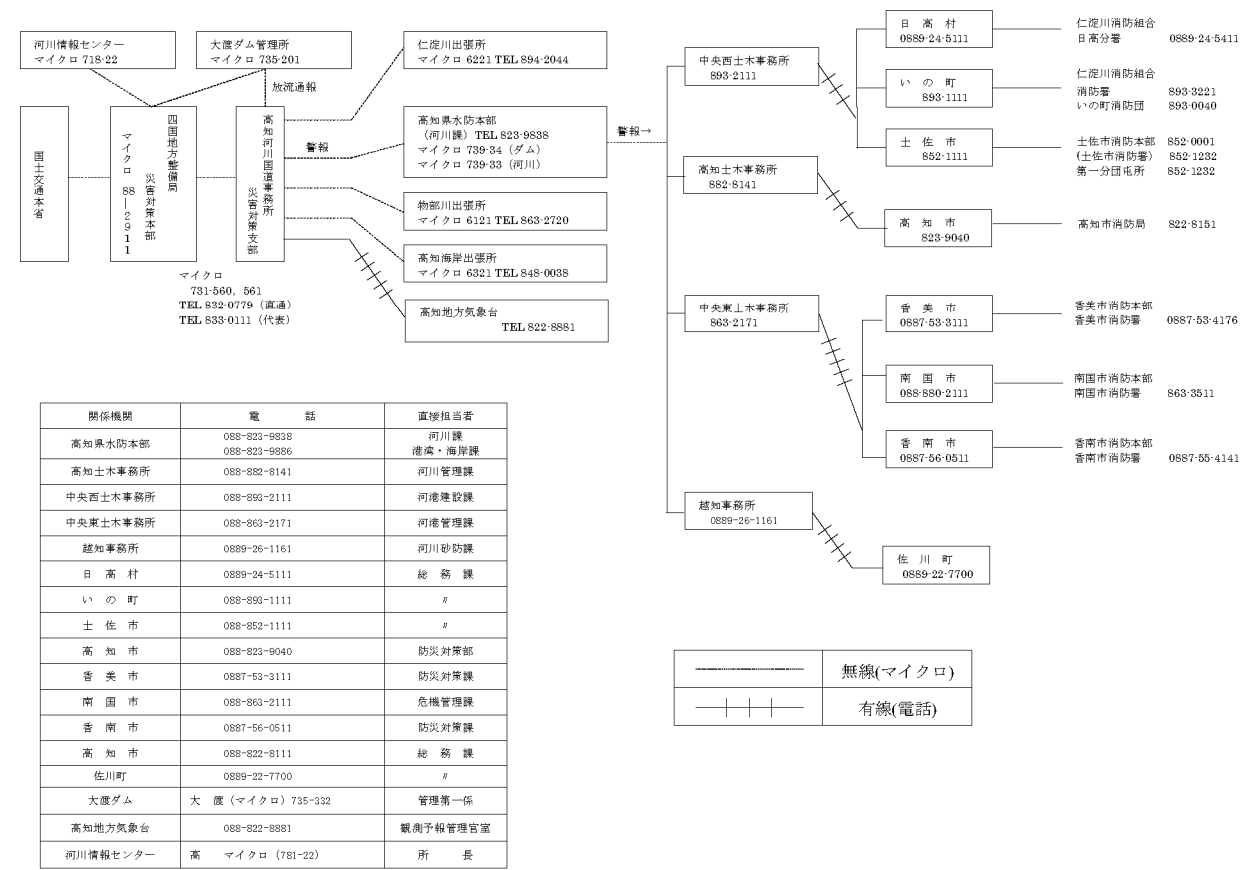
20

1-3 高知海岸観測所位置図



21

情報収集及び伝達系統図(水防警報)



物部川洪水予報業務に関する細目協定

四国地方整備局高知河川国道事務所（以下「高知河川国道事務所」という。）と高知地方気象台は、「国土交通省河川局及び気象庁が共同して行う洪水予報業務についての基本協定（平成17年7月1日）」に基づき、物部川洪水予報業務について次のとおり細目協定を締結する。

また、本協定を円滑に運用するため「実施要領」を別に定める。

1 洪水予報の予報区域

洪水予報の予報区域及び水位又は流量の予報に関する基準地点の水位観測所（以下「基準観測所」という。）は、付表1のとおりとする。

2 洪水予報の作業場所及び連絡方法

高知河川国道事務所及び高知地方気象台では、それぞれの庁舎内に作業場所を定めて洪水予報業務を行うものとし、洪水予報作業に関する相互の連絡は高知河川国道事務所と高知地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）又は電話等によるものとする。

3 洪水予報作業の実施方法

洪水予報作業のうち、主として気象状況に関する部分は高知地方気象台、水文状況に関する部分は高知河川国道事務所が担当し、双方密接な連絡協議のうえ実施するものとする。

4 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達方法は、実施要領によるものとする。

5 洪水予報作業の開始及び終了の時期

（1）洪水予報作業の開始時期は、次のいずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。

ア 雨量などの気象状況から洪水のおそれがあると判断されるとき

イ 付表1の基準観測所の水位から洪水のおそれがあると判断されるとき

ウ その他、高知河川国道事務所と高知地方気象台の一方から要求があったとき

（2）洪水予報作業の終了時期は、双方が協議のうえ決定する。

6 洪水予報の発表

洪水予報は、高知河川国道事務所と高知地方気象台が共同発表するものとし、発表形式等については実施要領によるものとする。

7 洪水予報の種類等と発表基準

洪水予報の種類等とそれぞれの発表基準は付表2を基本とし、具体的な基準等は、実施要領によるものとする。

8 情報システム障害時及び、機能喪失時の措置

情報システムの一時的な障害や、長期障害を含む機能喪失時における洪水予報作業の要領については、実施要領によるものとする。

9 その他

洪水予報の実施に関し、告示事項及び本協定の内容を変更する必要がある場合、又は本協定に定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には、速やかに協議するものとする。

令和4年6月13日

四国地方整備局高知河川国道事務所長 多田 直人

高知地方気象台長 吉野 昌史

付表 1 洪水予報の予報区域及び水位又は流量の予報に関する基準観測所

予報区域名	水系名	河川名	区域	洪水予報 基準観測所
物部川	物部川	物部川	左岸 高知県香美市土佐山田町 神母ノ木字川添 426 番の 2 地先 から 海まで(河口) 右岸 高知県香美市土佐山田町 楠目字半坂 1742 番地先 (合同堰下流) から 海まで(河口)	深 淵

付表 2 洪水予報の種類等と発表基準

洪水予報の種類とそれぞれの発表基準（臨時の洪水予報を除く）は、以下を基本とする。臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報または氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警戒の警戒等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表するものとする。

種類	情報名	発表基準
「洪水警戒(発表)」 又は 「洪水警戒」	「氾濫発生情報」	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報(発表)」又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報(警戒解除)」	「氾濫注意情報(警戒情報解除)」	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

注 1：予報区域に複数の基準観測所がある場合は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。

注 2：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

物部川洪水予報実施要領

四国地方整備局高知河川国道事務所（以下「高知河川国道事務所」という。）と高知地方気象台は、「物部川洪水予報業務に関する細目協定（令和4年6月13日）」（以下「細目協定」という。）に基づき、物部川洪水予報業務について次のとおり実施要領を定める。

なお、臨時の洪水予報については、別紙に定めるとおり運用する。

1 洪水予報の作業場所

洪水予報作業は高知河川国道事務所調査課と高知地方気象台において実施するものとする。

2 洪水予報を行う際に用いる資料

物部川における流域内の気象庁雨量観測所及び国土交通省雨量・水位観測所の所在は、付表1、配置図は付図1のとおりとする。

3 洪水予報を行う際の連絡

洪水予報作業に関する連絡は、原則として、高知河川国道事務所においては調査課長が、高知地方気象台においては観測予報管理官が行うものとする。

連絡方法については、高知河川国道事務所と高知地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）、又は付図2に番号を示した電話・FAXによるものとする。

4 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達方法は、それぞれ付表2、付図2のとおりとする。

5 洪水予報作業の開始及び終了の時期

- (1) 洪水予報作業の開始時期は、次のいずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。
 - ア 付表3に示す流域平均雨量が、表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき
 - イ 付表1（3）に示す基準観測所の水位が水防団待機水位を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき
 - ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき
- (2) 洪水予報作業の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められるとき、双方が協議のうえ決定する。

6 洪水予報の発表

- (1) 洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表日時、発表官署名、見出し、主文及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、雨量、水位、注意事項、参考資料等を記載することとする。
- (2) 具体的な発表形式は、付図3の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。
- (3) 必要に応じて、予報文を補足する参考資料を、双方で協議の上添付することとする。
- (4) 洪水予報番号は細目協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。
- (5) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用いるものとする。
- (6) 物部川において、付表1（3）に示す基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うものとする。
- (7) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を1つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。

なお、洪水予報の発表にあたり、高知県防災部局や報道機関等へは気象台等から情報が提供されていることを念頭に、8に述べる情報システムの障害時を除き、FAXを用いるなどの変則的な運用は行わないことを徹底する。

7 洪水予報の発表基準

洪水予報の発表に関する具体的な水位の基準は、付表1（3）のとおりとする。

なお、氾濫危険水位に到達していない場合で、氾濫する可能性のある水位への到達を3時間先までに予測した場合は、氾濫危険情報を発表する。またこれを除く条件で、避難判断水位に到達していない場合で、氾濫危険水位の到達を4時間先以降に予測した場合は、60分の間、初期値が変わっても氾濫危険水位に到達する予測に変わりがないことを確認した上で、氾濫警戒情報を発表する。

8 情報システム障害時及び、作業場所の機能喪失時の措置

- (1) 情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。
 - ア 洪水予報作業に用いる資料の交換は、付表4の種類について、FAX又は電話等により、必要に応じ適宜行うものとする。
 - イ 障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。

なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、高知河川国道事務所において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、FAX 等により高知地方気象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。

ウ 障害時の予報文の部外機関への伝達については、高知河川国道事務所及び高知地方気象台のそれぞれが定める方法により、確実に行うものとする。

- (2) 洪水予報の作業場所の機能喪失においては、以下の要領で作業を行う。
- ア 機能喪失した高知河川国道事務所を実施すべき作業を、四国地方整備局の本局・他事務所（連絡先は付表 5）で代行する。
- イ 機能喪失した気象台で実施すべき作業を、気象庁の他官署（連絡先は付表 5）で代行する。

9 その他

- (1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。
- (2) 本要領の内容を変更する必要が生じた場合、又は本要領に定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には速やかに協議する。

令和 4 年 6 月 1 3 日

四国地方整備局 高知河川国道事務所 調査課長 藤坂 昌史

高知地方気象台 観測予報管理官 水野 善夫

付則

この実施要領は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から適用する。
この実施要領は、平成 2 8 年 4 月 2 5 日に改正する。
この実施要領は、平成 2 8 年 4 月 2 6 日から施行する。
この実施要領は、平成 2 9 年 3 月 2 1 日に改正する。
この実施要領は、平成 2 9 年 3 月 2 2 日から施行する。
この実施要領は、平成 3 0 年 4 月 2 日に改正し同日から施行する。
この実施要領は、令和元年 5 月 2 9 日に改正し同日から施行する。
この実施要領は、令和 2 年 7 月 1 5 日に改正し同日から施行する。
この実施要領は、令和 3 年 6 月 1 日に改正し同日から施行する。
この実施要領は、令和 4 年 6 月 1 3 日に改正し、同日から施行する。

付表 1 物部川における流域の雨量・水位観測所及び基準水位

(1) 気象庁雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高 m
物部川	大板	おおどち	高知県香美市物部町大板	2 1 0
	南国日章	なんこくにつし よう	高知県南国市物部	9

(2) 国土交通省雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高 m
物部川	佐敷	さじき	高知県香美市香北町佐敷	1 7 0
	香北	かほく	高知県香美市香北町河野字中麦 粉 824 番 6	7 2 8
	市宇	いちう	高知県香美市物部町宇野々内 160 番地先	4 0 0

(3) 国土交通省水位観測所（基準観測所）

河川	観測所名		位置	所在地	水防団待機水位 (通報水位) m	氾濫注意水位 (警戒水位) m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m	氾濫する可能性のある水位 m
					レベル 1 水位	レベル 2 水位	レベル 3 水位	レベル 4 水位	
物部川	深瀬	ふかぶち	北緯 33° 34' 06" 東経 133° 40' 54"	高知県香南市 野市町深瀬	2.80	3.40	無堤部区間 3.80 有堤部区間 4.10	無堤部区間 4.25 有堤部区間 4.55	無堤部区間 4.70 有堤部区間 5.50

(4) 国土交通省水位観測所（基準観測所以外）

河川	観測所名		位置	所在地	水防団待機水位 (通報水位) m	氾濫注意水位 (警戒水位) m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m
					レベル 1 水位	レベル 2 水位	レベル 3 水位	レベル 4 水位
物部川	戸板島	といたじま	北緯 33° 35' 28" 東経 133° 41' 34"	高知県香美市 土佐山田町戸板島	—	—	—	—

付表2 洪水予報の伝達先等

伝 達 先	伝 達 方 法	担 当 官 署
高知県水防本部（河川課）	メール・fax 又は専用電話	高知河川国道事務所
（一財）河川情報センター	〃	〃
高知市	〃	〃
南国市	〃	〃
香南市	〃	〃
香美市	〃	〃
高知県（危機管理・防災課）	気 象 情 報 伝 送 処 理 シ ス テ ム	高 知 地 方 気 象 台
日本放送協会高知放送局 （※日本放送協会松山放送局）	〃	〃
NTT 五反田センタ	〃	〃
総務省消防庁	〃	〃

※NTT 五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

※障害時や日本放送協会高知放送局の職員不在時間帯は、日本放送協会松山放送局へ伝達する場合がある。

※報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

付表3 洪水予報作業の開始基準雨量

次の基準観測所上流域の流域平均雨量を基準とする。

予報区域	基準観測所	基 準 雨 量 (単位: ミリ)		
		6 時間雨量	1 2 時間雨量	2 4 時間雨量
物部川	深淵	—	—	1 5 0

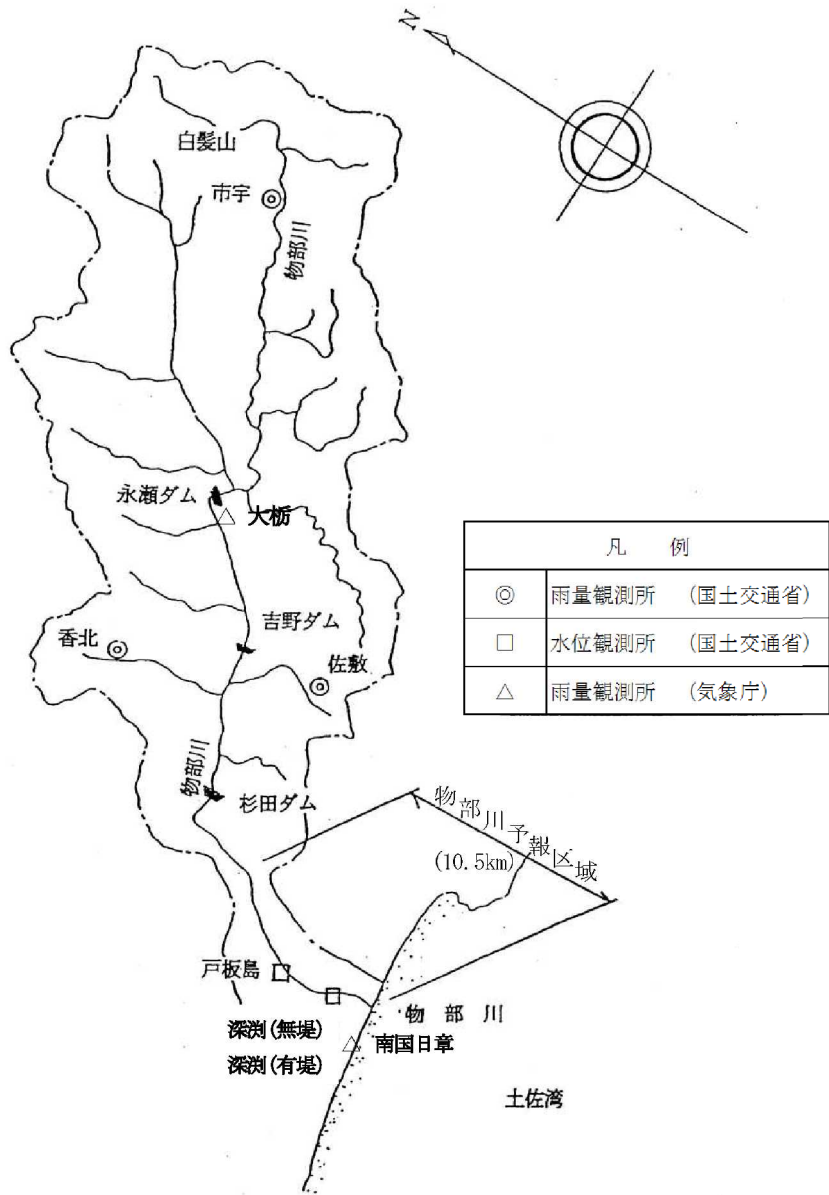
付表4 情報システム障害時に交換する資料

- (1) 高知地方気象台から高知河川国道事務所に通報するもの
- ア 高知県に発表された注意報・警報（水防活動用）
 - イ 気象情報（大雨、台風、低気圧、梅雨等）
 - ウ 解析雨量
 - エ 降水短時間予報
 - オ 次の水位観測所上流域の流域平均雨量（前1時間実況、6時間先までの特別予測）
物部川 深淵
- (2) 高知河川国道事務所から高知地方気象台に通報するもの
- ア 次の観測所の雨量（前1時間実況）
物部川 佐敷 香北 市宇
 - イ 次の観測所の水位（実況）
物部川 深淵

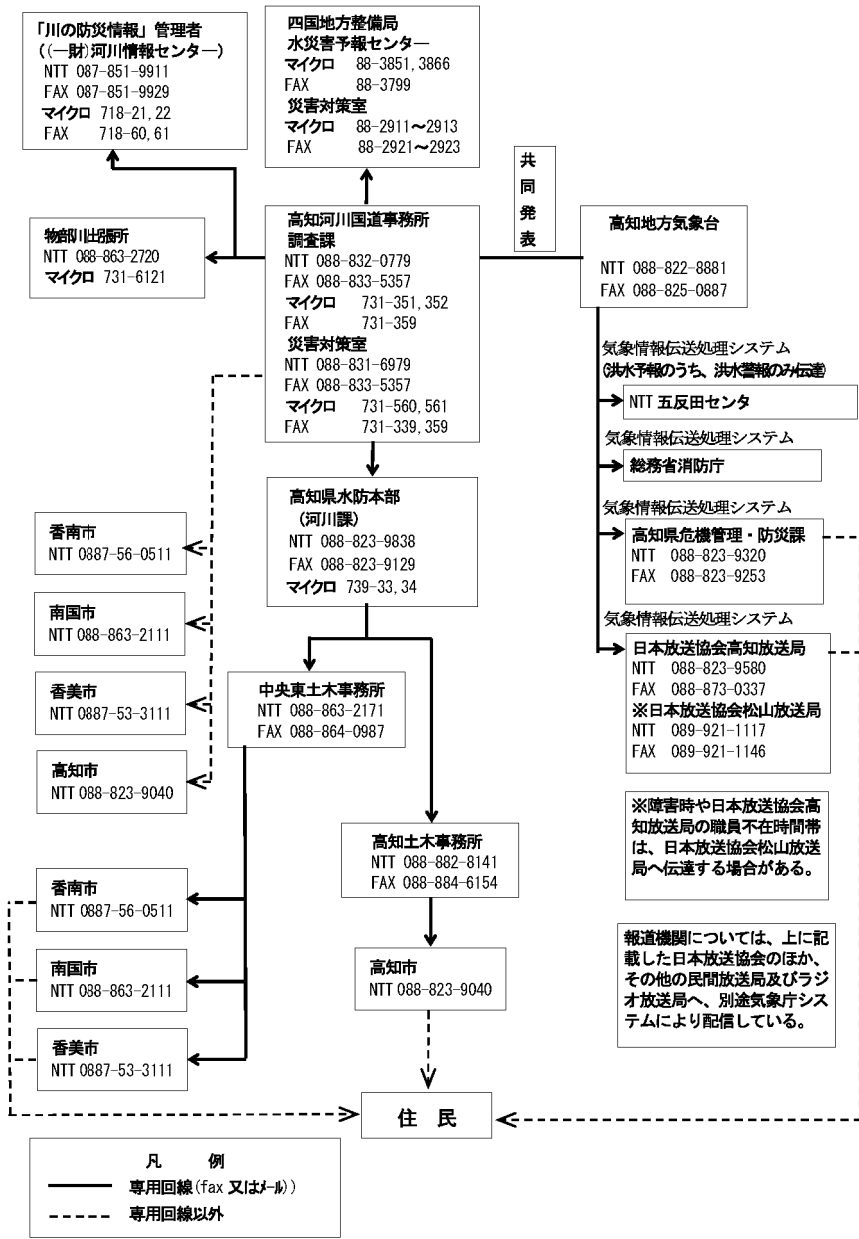
付表5 代行作業担当官署の連絡先

四国地方整備局	
河川部水災害予報センター	電話番号 087-811-8320 F A X 087-811-8419
高松地方気象台	
	電話番号 087-826-6123 F A X 087-826-6133

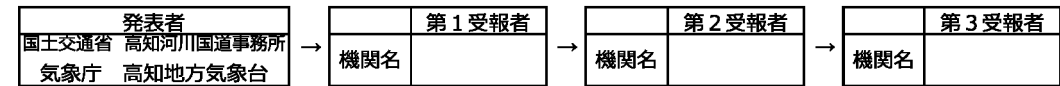
付図1 雨量・水位観測所配置図



付図2 伝達系統図



付図3 洪水予報形式の発表イメージ



正規

ものべがわ

物部川氾濫注意情報

物部川洪水予報第〇号
洪水注意報（発表）
令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
高知河川国道事務所 高知地方気象台 共同発表

（見出し）
【警戒レベル2相当情報【洪水】】物部川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主 文）
【警戒レベル2相当】物部川の深淵（無堤）水位観測所（香南市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

【警戒レベル2相当】物部川の深淵（有堤）水位観測所（香南市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

（雨量）所により1時間に50mmの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
物部川流域	〇〇〇 ミリ	〇〇ミリ

（水位）物部川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1				レベル2				レベル3				レベル4			
	水位(m) 又は 流量(m3/s)		水防団 待機				氾濫 注意				避難 判断				氾濫 危険			
深淵（無堤） 水位観測所 （香南市）	00日00時00分の状況	X.XX																
	00日01時00分の予測	X.XX																
	00日02時00分の予測	X.XX																
	00日03時00分の予測	X.XX																
	00日04時00分の予測	X.XX																
	00日05時00分の予測	X.XX																
深淵（有堤） 水位観測所 （香南市）	00日06時00分の予測	X.XX																
	00日00時00分の状況	X.XX																
	00日01時00分の予測	X.XX																
	00日02時00分の予測	X.XX																
	00日03時00分の予測	X.XX																
	00日04時00分の予測	X.XX																
	00日05時00分の予測	X.XX																
	00日06時00分の予測	X.XX																

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。

堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

（注意事項）
（参考資料）

観測所名	深淵（無堤） 水位観測所	深淵（有堤） 水位観測所	
	香南市	香南市	
レベル4水位 氾濫危険水位※	4.25	4.55	
レベル3水位 避難判断水位※	3.80	4.10	
レベル2水位 氾濫注意水位	3.40	3.40	
レベル1水位 水防団待機水位	2.80	2.80	
受け持ち区間	物部川 左岸 高知県香美市土佐 山田町神母ノ木字 川添426-2地先 から海まで	物部川 左岸 高知県香美市土 佐山田町神母ノ木 字川添426-2地先 から海まで 右岸 高知県香美市土 佐山田町楠目字半 坂1742地先から 海まで	
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	高知県香美市 土佐山田町町田地区、土 佐山田町山田島地区、土 佐山田町加茂地区、土佐 山田町神母ノ木地区の一 部	高知県高知市 布師田小学校区、大津 小学校区、介良小学校 区、介良潮見台小学校 区、五台山小学校区 高知県南国市 岡豊地区、野田地区、 後免地区、大篠地区、 岩村地区、日章地区、 前浜地区、三和地区、 稻生地区 高知県香南市 吉川町浜口地区、吉川 町錦地区の一部、吉川 町清水八反地区、吉川 町西北地区、吉川町中 央地区の一部、吉川町 東北地区の一部、吉川 町中北地区の一部、吉 川町瀬戸、吉川町吉川 の一部、野市町上岡 高知県香美市 土佐山田町楠目地区の 一部、土佐山田町小田 島地区、土佐山田町下 ノ村地区、土佐山田町 山田地区、土佐山田町 中野地区、土佐山田町 岩積地区、土佐山田町 岩次地区	

		土佐山田町松本地区、土 佐山田町戸板島地区、土 佐山田町神通寺地区、土 佐山田町京田地区	
--	--	---	--

別紙

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位 危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報	https://www.river.go.jp/	
水害リスクライン	https://frrl.river.go.jp/	
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 高知河川国道事務所 調査課 電話：088-832-0779 (内線) 731-351

気象関係：気象庁 高知地方気象台 電話：088-822-8881

臨時の洪水予報の運用について

大雨特別警報の警報等への切替時に、洪水予報（臨時）として発表する河川
氾濫に関する情報の当面の発表方法については以下のとおりとする。

1. 発表主体等

洪水予報指定河川の予報区域毎に定めた河川事務所等（地方整備局、河川事
務所等）と気象台等（気象庁大気海洋部、管区気象台、地方気象台）が共同で
発表する。本件の伝達先については、その他の洪水予報と同様とするが、現時
点で洪水予警報システムでの対応ができないため、FAX、メール等を活用して
伝達するものとする。

2. 発表のタイミング

大雨特別警報が発表されている府県予報区において、特別警報が警報等へ切
り替えられる際に、国管理河川の予報区域において想定する氾濫域がその府県
予報区に含まれる場合、速やかに発表するものとする。

なお、同一予報区域が想定する氾濫域が複数府県予報区に関係する場合は、
切替の都度、発表することとするが、短時間で連続して切替となる場合はその
旨を記載の上、まとめて発表して差し支えない。

3. 発表の対象とする予報区域の条件

すべての国管理河川の予報区域のうち、前述の発表のタイミングとなった際
に、洪水予報を発表している予報区域を対象とする。

また、長大な河川の中下流部であるなど、ある程度の長期の見通しが技術的
に可能な予報区域においては、洪水予報を発表していない場合であっても氾濫
危険情報の発表が見通される場合は、河川氾濫に関する情報を発表する。

なお、洪水予報を発表している場合でも、避難判断水位を超過しておらず今
後も氾濫危険水位を超過する見込みがない、あるいは、既に氾濫危険水位を下
回り引き続き水位の低下が見込まれるなど危険な状況を脱したと判断される場
合は対象としないこととしてよい。ただし、堤防の損傷等により水位のみで判
断できない場合もあるので注意すること。

4. 発表内容

発表中の洪水予報を踏まえ、大雨特別警報が警報等に切り替えられた後にも河川氾濫の危険が迫っていることを広く周知する。

また、この際、6時間先までの水位予測のほか、長期の見通しが可能な予報区域においては、氾濫危険水位を超過する可能性及び超過と思われる時間帯、水位・流量のピークとなる時間帯などについて参考情報として記載する。

なお、6時間先までの水位予測等については、既に氾濫が発生しているなどにより水位予測の精度が期待できないなども考えられるため、その他の事情を含めてやむを得ない場合は記載を省略してよい。

発表形式については、参考を送付する発表形式の例をもとに、関係する河川事務所等と気象台等が協議し、予報区域毎の発表形式を準備しておくこと。

5. その他

発表のタイミング、対象とする予報区域の条件、発表形式を含む発表内容等については予め河川事務所等と気象台等とで相互に認識共有を図るとともに、大雨特別警報発表時においても警報等への切替に備えて事前に情報交換を行うこと。

「大雨特別警報は警報に切り替えたが、河川の増水、氾濫はこれから」

高知県の大雨特別警報は警報に切り替わりますが、物部川の洪水はこれからも警戒が必要です。天候が回復しても、氾濫が発生するおそれがあるため、洪水への一層の警戒が必要です。

■ ものべがわ 物部川 では、**氾濫警戒情報(警戒レベル3相当情報)** を発表中です。

物部川 の 深淵(無堤) 水位観測所(高知県香南市)では、当分の間、避難判断水位を超える水位が続く見込み。

物部川 の 深淵(有堤) 水位観測所(高知県香南市)では、当分の間、避難判断水位を超える水位が続く見込み。

河川名	水位観測所	水位状況	今後の見込み
ものべがわ 物部川	ふかふち 深淵(無堤) こうち こうなんし (高知県香南市)	避難判断水位超過	水位低下傾向
ものべがわ 物部川	ふかふち 深淵(有堤) こうち こうなんし (高知県香南市)	避難判断水位超過	水位低下傾向

発表中の指定河川洪水予報は下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 <https://www.river.go.jp/>

気象庁HP <https://www.jma.go.jp/>

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 高知河川国道事務所 tel:088-832-0779

気象関係：気象庁 高知地方気象台 tel:088-822-8881

「大雨特別警報は警報に切り替えたが、河川の増水、氾濫はこれから」

高知県の大雨特別警報は警報に切り替わりますが、物部川の洪水はこれからも警戒が必要です。天候が回復しても、氾濫が発生するおそれがあるため、洪水への一層の警戒が必要です。

■ **物部川** では、**氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報)** を発表中です。

物部川 の 深淵(無堤) 水位観測所(高知県香南市)では、当分の間、氾濫危険水位を超える水位が続く見込みであり、氾濫のおそれあり。

物部川 の 深淵(有堤) 水位観測所(高知県香南市)では、当分の間、氾濫危険水位を超える水位が続く見込みであり、氾濫のおそれあり。

河川名	水位観測所	水位状況	今後の見込み
物部川	深淵(無堤) (高知県香南市)	氾濫危険水位超過	水位低下傾向
物部川	深淵(有堤) (高知県香南市)	氾濫危険水位超過	水位低下傾向

発表中の指定河川洪水予報は下記のサイトからご覧いただけます。
川の防災情報 <https://www.river.go.jp/>
気象庁HP <https://www.jma.go.jp/>

問い合わせ先
水位関係：国土交通省 高知河川国道事務所 tel:088-832-0779
気象関係：気象庁 高知地方気象台 tel:088-822-8881

「大雨特別警報は警報に切り替えたが、河川の増水、氾濫はこれから」

高知県の大雨特別警報は警報に切り替わりますが、物部川の洪水はこれからも警戒が必要です。天候が回復しても、氾濫が発生するおそれがあるため、洪水への一層の警戒が必要です。

■ **物部川** では、**氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報)** を発表中です。

物部川 の 深淵(無堤) 水位観測所(高知県香南市) 区間において氾濫が発生。深淵(無堤) 水位観測所(高知県香南市)では、区間内での浸水範囲の拡大に注意が必要です。各自安全確保を図るなど、適切な防災行動を取ってください。

物部川 の 深淵(有堤) 水位観測所(高知県香南市) 区間において氾濫が発生。深淵(有堤) 水位観測所(高知県香南市)では、区間内での浸水範囲の拡大に注意が必要です。各自安全確保を図るなど、適切な防災行動を取ってください。

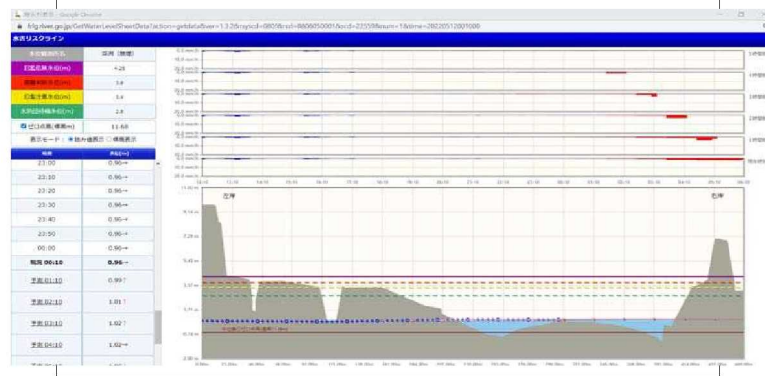
河川名	水位観測所	水位状況	今後の見込み
物部川	深淵(無堤) (高知県香南市)	氾濫発生中	浸水範囲の拡大に注意
物部川	深淵(有堤) (高知県香南市)	氾濫発生中	浸水範囲の拡大に注意

発表中の指定河川洪水予報は下記のサイトからご覧いただけます。
川の防災情報 <https://www.river.go.jp/>
気象庁HP <https://www.jma.go.jp/>

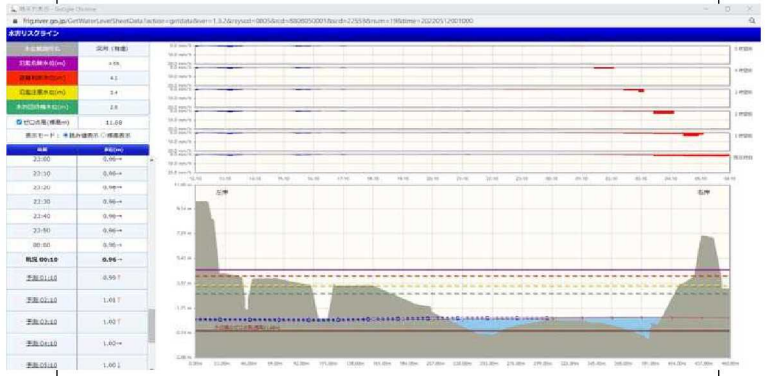
問い合わせ先
水位関係：国土交通省 高知河川国道事務所 tel:088-832-0779
気象関係：気象庁 高知地方気象台 tel:088-822-8881

(参考資料)

深淵(無堤)水位観測所 (高知県香南市)



深淵(有堤)水位観測所 (高知県香南市)



仁淀川洪水予報業務に関する細目協定

四国地方整備局高知河川国道事務所（以下「高知河川国道事務所」という。）と高知地方気象台は、「国土交通省河川局及び気象庁が共同して行う洪水予報業務についての基本協定（平成17年7月1日）」に基づき、仁淀川洪水予報業務について次のとおり細目協定を締結する。

また、本協定を円滑に運用するため「実施要領」を別に定める。

1 洪水予報の予報区域

洪水予報の予報区域及び水位又は流量の予報に関する基準地点の水位観測所（以下「基準観測所」という。）は、付表1のとおりとする。

2 洪水予報の作業場所及び連絡方法

高知河川国道事務所及び高知地方気象台では、それぞれの庁舎内に作業場所を定めて洪水予報業務を行うものとし、洪水予報作業に関する相互の連絡は高知河川国道事務所と高知地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）又は電話等によるものとする。

3 洪水予報作業の実施方法

洪水予報作業のうち、主として気象状況に関する部分は高知地方気象台、水文状況に関する部分は高知河川国道事務所が担当し、双方密接な連絡協議のうえ実施するものとする。

4 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達方法は、実施要領によるものとする。

5 洪水予報作業の開始及び終了の時期

（1）洪水予報作業の開始時期は、次のいずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。

ア 雨量などの気象状況から洪水のおそれがあると判断されるとき

イ 付表1の基準観測所の水位から洪水のおそれがあると判断されるとき

ウ その他、高知河川国道事務所と高知地方気象台の一方から要求があったとき

（2）洪水予報作業の終了時期は、双方が協議のうえ決定する。

6 洪水予報の発表

洪水予報は、高知河川国道事務所と高知地方気象台が共同発表するものとし、発表形

式等については実施要領によるものとする。

7 洪水予報の種類等と発表基準

洪水予報の種類等とそれぞれの発表基準は付表2を基本とし、具体的な基準等は、実施要領によるものとする。

8 情報システム障害時及び、機能喪失時の措置

情報システムの一時的な障害や、長期障害を含む機能喪失時における洪水予報作業の要領については、実施要領によるものとする。

9 その他

洪水予報の実施に関し、告示事項及び本協定の内容を変更する必要がある場合、又は本協定に定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には、速やかに協議するものとする。

令和4年6月13日

四国地方整備局高知河川国道事務所長 多田 直人

高知地方気象台長 吉野 昌史

付表 1 洪水予報の予報区域及び水位又は流量の予報に関する基準観測所

予報区域名	水系名	河川名	区域	洪水予報 基準観測所
仁淀川	仁淀川	仁淀川	左岸 高知県吾川郡いの町加田字又四郎 2473 番の 1 地先(いの町加田地先) から 海まで(河口) 右岸 高知県高岡郡日高村下分字上ノ首 2653 番地(日高村下分地先) から 海まで(河口)	伊野

付表 2 洪水予報の種類等と発表基準

洪水予報の種類とそれぞれの発表基準（臨時の洪水予報を除く）は、以下を基本とする。臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報または氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表するものとする。

種類	情報名	発表基準
「洪水警報(発表)」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報(発表)」又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報(警報解除)」	「氾濫注意情報(警戒情報解除)」	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

注 1：予報区域に複数の基準観測所がある場合は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。

注 2：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

仁淀川洪水予報実施要領

四国地方整備局高知河川国道事務所（以下「高知河川国道事務所」という。）と高知地方気象台は、「仁淀川洪水予報業務に関する細目協定（令和4年6月13日）」（以下「細目協定」という。）に基づき、仁淀川洪水予報業務について次のとおり実施要領を定める。

なお、臨時の洪水予報については、別紙に定めるとおり運用する。

1 洪水予報の作業場所

洪水予報作業は高知河川国道事務所調査課と高知地方気象台において実施するものとする。

2 洪水予報を行う際に用いる資料

仁淀川における流域内の気象庁雨量観測所及び国土交通省雨量・水位観測所の所在は、付表1、配置図は付図1のとおりとする。

3 洪水予報を行う際の連絡

洪水予報作業に関する連絡は、原則として、高知河川国道事務所においては調査課長が、高知地方気象台においては観測予報管理官が行うものとする。

連絡方法については、高知河川国道事務所と高知地方気象台間にオンラインで接続された情報処理システム（以下「情報システム」という。）、又は付図2に番号を示した電話・FAXによるものとする。

4 洪水予報の伝達

洪水予報の伝達先及び伝達方法は、それぞれ付表2、付図2のとおりとする。

5 洪水予報作業の開始及び終了の時期

- (1) 洪水予報作業の開始時期は、次のいずれかの場合に双方が協議のうえ決定する。
 - ア 付表3に示す流域平均雨量が、表に示す基準値以上となり、引き続きかなりの降雨量が予想されるとき
 - イ 付表1（3）に示す基準観測所の水位が水防団待機水位を超え、引き続きかなりの増水が予想されるとき
 - ウ その他、洪水予報の必要が認められ、一方から要求があったとき
- (2) 洪水予報作業の終了時期は、洪水による危険がなくなったと認められるとき、双方が協議のうえ決定する。

6 洪水予報の発表

- (1) 洪水予報には、標題、洪水予報番号、種類、発表日時、発表官署名、見出し、主文及び問い合わせ先を記載することとし、必要に応じ、雨量、水位、注意事項、参考資料等を記載することとする。
- (2) 具体的な発表形式は、付図3の発表形式イメージを基本とするが、詳細の文言は必要に応じて変更できるものとする。また、緊急に発表が必要なときは、適宜予報文を簡略化するなど、迅速な発表に努めるものとする。
- (3) 必要に応じて、予報文を補足する参考資料を、双方で協議の上添付することとする。
- (4) 洪水予報番号は細目協定に定めた予報区域ごと、洪水ごとに一連番号とし、洪水予報の解除を最終番号とする。
- (5) 予報文の作成にあたっては、相互に密接な連絡を保ちつつ、洪水予警報等作成システムを用いるものとする。
- (6) 仁淀川において、付表1（3）に示す基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うものとする。
- (7) 発表した予報文に誤りがあった場合は、速やかに新たな予報文を発表する。その際、発表日時は新たに発表した日時とし、洪水予報番号は誤りがあった予報文の洪水予報番号を1つ繰り上げた番号とする。また、必要に応じ、訂正した箇所について簡潔に注意事項に記載する。

なお、洪水予報の発表にあたり、高知県防災部局や報道機関等へは気象台等から情報が提供されていることを念頭に、8に述べる情報システムの障害時を除き、FAXを用いるなどの変則的な運用は行わないことを徹底する。

7 洪水予報の発表基準

洪水予報の発表に関する具体的な水位の基準は、付表1（3）のとおりとする。

なお、氾濫危険水位に到達していない場合で、氾濫する可能性のある水位への到達を3時間先までに予測した場合は、氾濫危険情報を発表する。またこれを除く条件で、避難判断水位に到達していない場合で、氾濫危険水位の到達を4時間先以降に予測した場合は、60分の間、初期値が変わっても氾濫危険水位に到達する予測に変わりがないことを確認した上で、氾濫警戒情報を発表する。

8 情報システム障害時及び、作業場所の機能喪失時の措置

- (1) 情報システムの障害時においては、以下の要領で作業を行う。
 - ア 洪水予報作業に用いる資料の交換は、付表4の種類について、FAX 又は電話等により、必要に応じ適宜行うものとする。
 - イ 障害等により、通常の作業手順で洪水予報文を作成できない場合には、原則として洪水予警報等作成システムのマニュアルに従い対応するものとする。

なお、洪水予警報等作成システムのマニュアルで対応できない場合は、高知河川国道事務所において緊急版の作業用紙を用いて洪水予報文を作成する。この場合、FAX 等により高知地方気象台に予報文案を送信し、相互で確認・承認等を行う。

ウ 障害時の予報文の部外機関への伝達については、高知河川国道事務所及び高知地方気象台のそれぞれが定める方法により、確実に行うものとする。

(2) 洪水予報の作業場所の機能喪失においては、以下の要領で作業を行う。

ア 機能喪失した高知河川国道事務所で実施すべき作業を、四国地方整備局の本局・他事務所（連絡先は付表 5）で代行する。

イ 機能喪失した気象台で実施すべき作業を、気象庁の他官署（連絡先は付表 5）で代行する。

9 その他

(1) 洪水予報を円滑に実施するため、双方で定期的に対向試験を行い、習熟を図るものとする。

(2) 本要領の内容を変更する必要があるが生じた場合、又は本要領に定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には速やかに協議する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

四国地方整備局 高知河川国道事務所 調査課長 藤坂 昌史

高知地方気象台 観測予報管理官 水野 善夫

付則

この実施要領は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から適用する。

この実施要領は、平成 2 8 年 4 月 2 5 日に改正する。

この実施要領は、平成 2 8 年 4 月 2 6 日から施行する。

この実施要領は、平成 2 9 年 3 月 2 1 日に改正する。

この実施要領は、平成 2 9 年 3 月 2 2 日から施行する。

この実施要領は、平成 3 0 年 4 月 2 日に改正し同日から施行する。

この実施要領は、令和元年 5 月 2 9 日に改正し同日から施行する。

この実施要領は、令和 2 年 7 月 1 5 日に改正し同日から施行する。

この実施要領は、令和 3 年 6 月 1 日に改正し同日から施行する。

この実施要領は、令和 4 年 6 月 1 3 日に改正し、同日から施行する。

この実施要領は、令和 5 年 3 月 3 1 日に改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付表 1 仁淀川における流域の雨量・水位観測所及び基準水位

(1) 気象庁雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高 m
仁淀川	池川	いけがわ	高知県吾川郡仁淀川町土居	1 5 0
	鳥形山	とりがたやま	〃 吾川郡仁淀川町大植	8 3 5
	佐川	さかわ	〃 高岡郡佐川町丙	8 0

(2) 国土交通省雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高 m
仁淀川	面河	おもご	愛媛県上浮穴郡久万高原町大味川	7 2 0
	御三戸	みみど	〃 上浮穴郡久万高原町上黒岩	4 5 0
	西谷	にしたに	〃 上浮穴郡久万高原町西谷	5 6 0

(3) 国土交通省水位観測所（基準観測所）

河川	観測所名		位置	所在地	水防団待機水位 (通報水位) m	氾濫注意水位 (警戒水位) m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m	氾濫する可能性のある水位 m
					レベル 1 水位	レベル 2 水位	レベル 3 水位	レベル 4 水位	
仁淀川	伊野	いの	北緯 33° 33' 09" 東経 133° 24' 50"	高知県吾川郡いの町谷	5.00	6.60	8.15	8.80	9.75

(4) 国土交通省水位観測所（基準観測所以外）

河川	観測所名		位置	所在地	水防団待機水位 (通報水位) m	氾濫注意水位 (警戒水位) m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m
					レベル 1 水位	レベル 2 水位	レベル 3 水位	レベル 4 水位
仁淀川	新八田	しんはた	北緯 33° 31' 21" 東経 133° 25' 49"	高知県土佐市高岡町天崎	—	—	—	—
	中島	なかじま	北緯 33° 29' 34" 東経 133° 26' 51"	高知県土佐市中島	—	—	—	—
	仁西	にさい	北緯 33° 28' 03" 東経 133° 28' 54"	高知県高知市春野町仁西	—	—	—	—

付表2 洪水予報の伝達先等

伝 達 先	伝 達 方 法	担 当 官 署
高知県水防本部（河川課）	メール・fax 又は専用電話	高知河川国道事務所
（一財）河川情報センター	〃	〃
高知市	〃	〃
土佐市	〃	〃
いの町	〃	〃
日高村	〃	〃
佐川町	〃	〃
高知県（危機管理・防災課）	気 象 情 報 伝 送 処 理 シ ス テ ム	高 知 地 方 気 象 台
日本放送協会高知放送局 （※日本放送協会松山放送局）	〃	〃
NTT 五反田センタ	〃	〃
総務省消防庁	〃	〃

※NTT 五反田センタへの洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

※障害時や日本放送協会高知放送局の職員不在時間帯は、日本放送協会松山放送局へ伝達する場合がある。

※報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局及びラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。

付表3 洪水予報作業の開始基準雨量

次の基準観測所上流域の流域平均雨量を基準とする。

予報区域	基準観測所	基 準 雨 量 (単位：ミリ)		
		6 時間雨量	1 2 時間雨量	2 4 時間雨量
仁淀川	伊野	—	—	2 0 0

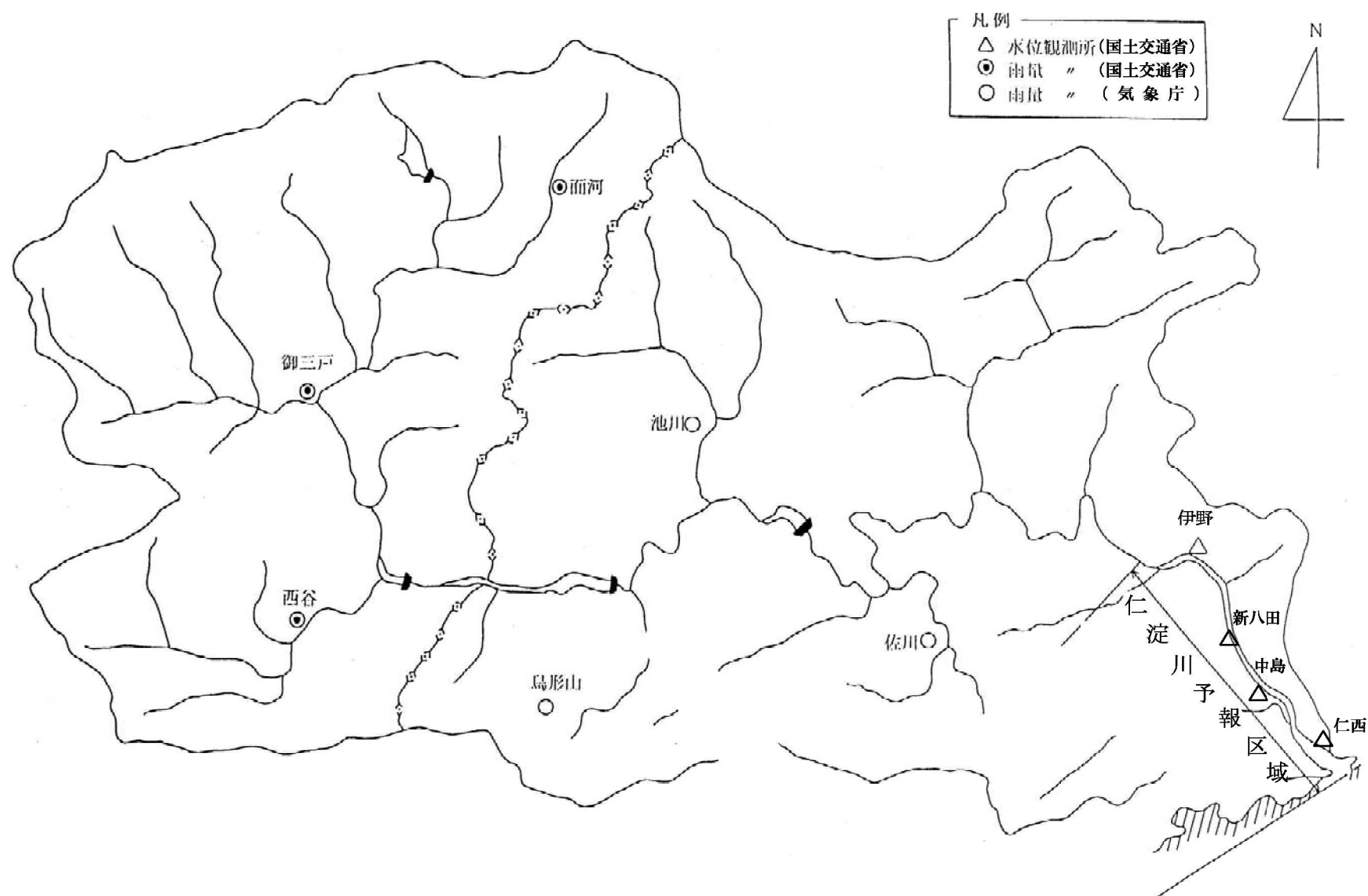
付表4 情報システム障害時に交換する資料

- (1) 高知地方気象台から高知河川国道事務所に通報するもの
- ア 高知県に発表された注意報・警報（水防活動用）
 - イ 気象情報（大雨、台風、低気圧、梅雨等）
 - ウ 解析雨量
 - エ 降水短時間予報
 - オ 次の水位観測所上流域の流域平均雨量（前1時間実況、6時間先までの特別予測）
仁淀川 伊野
- (2) 高知河川国道事務所から高知地方気象台に通報するもの
- ア 次の観測所の雨量（前1時間実況）
仁淀川 面河、御三戸、西谷
 - イ 次の観測所の水位（実況）
仁淀川 伊野

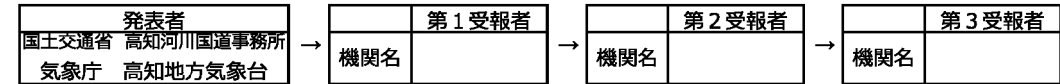
付表5 代行作業担当官署の連絡先

四国地方整備局	
河川部水災害予報センター	電話番号 087-811-8320 F A X 087-811-8419
高松地方気象台	
	電話番号 087-826-6123 F A X 087-826-6133

付図1 雨量・水位観測所配置図



付図3 洪水予報の発表形式イメージ



正規

仁淀川氾濫注意情報

仁 淀 川 洪 水 予 報 第 ○ 号
 洪 水 注 意 報 (発 表)
 令 和 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日 ○ ○ 時 ○ ○ 分
 高知河川国道事務所 高知地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル2相当情報「洪水」】仁淀川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主 文)

【警戒レベル2相当】仁淀川の伊野水位観測所(吾川郡いの町)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

(雨量) 所により1時間に50mmの雨が降っています。

今後この雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
仁淀川流域	○○○ ミリ	○○ ミリ

(水位) 仁淀川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

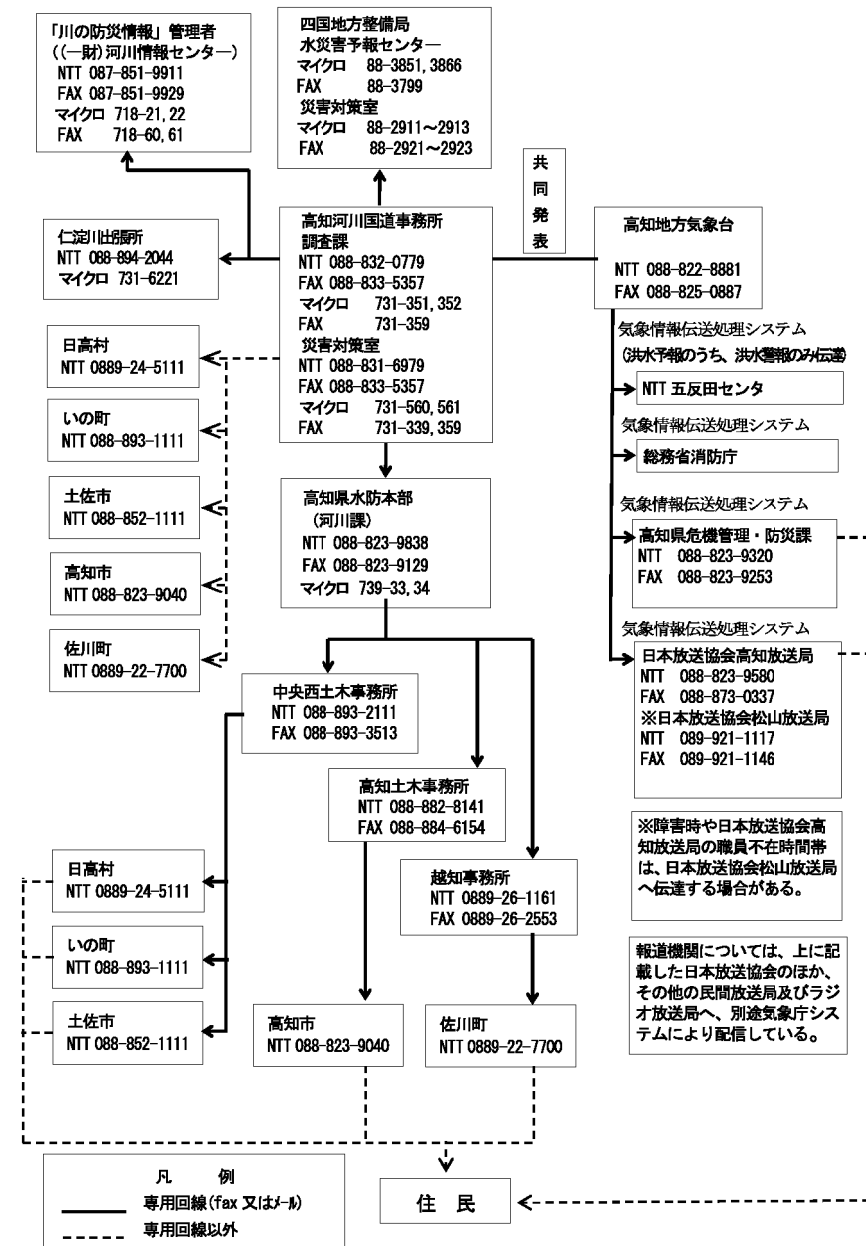
観測所名	水位危険度 水位(m) 又は 流量(m ³ /s)	レベル1 レベル2 レベル3 レベル4			
		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
伊野水位 観測所 (吾川郡いの町)	00日00時00分の状況	X.XX			
	00日01時00分の予測	X.XX			
	00日02時00分の予測	X.XX			
	00日03時00分の予測	X.XX			
	00日04時00分の予測	X.XX			
	00日05時00分の予測	X.XX			
	00日06時00分の予測	X.XX			

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません

付図2 伝達系統図



(注意事項)

(参考資料)

(単位:水位(m) 又は 流量(m3/s))			
観測所名	伊野水位観測所		
	吾川郡いの町		
レベル4 水位 氾濫危険水位※	8.80		
レベル3 水位 避難判断水位※	8.15		
レベル2 水位 氾濫注意水位	6.60		
レベル1 水位 水防団待機水位	5.00		
受け持ち区間	仁淀川 左岸 高知県吾川郡伊野町加田字又四郎2473-1 地先から 海まで 右岸 高知県高岡郡日高村下分字上ノ首2653 地先から海まで		
氾濫が発生した場合の 浸水想定区域	高知県高知市 春野東小学校区、春野西小学校区 高知県土佐市 新居地区、高石地区、高岡地区、蓮池地区、波介地区、北原地区、戸波地区 高知県吾川郡いの町 谷地区、加田地区、波川茂地区、伊野地区、枝川地区、川内地区、八田地区、池ノ内地区の一部 高知県高岡郡佐川町 加茂横山地区、加茂竹ノ倉地区、加茂本村東地区、加茂本村西地区の一部、加茂弘岡地区 高知県高岡郡日高村 下分地区、本郷地区、沖名地区、加茂地区		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位 危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/ https://www.frl.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先
水位関係：国土交通省 高知河川国道事務所 調査課 電話：088-832-0779 (内線) 731-351
気象関係：気象庁 高知地方気象台 電話：088-822-8881

臨時の洪水予報の運用について

大雨特別警報の警報等への切替時に、洪水予報（臨時）として発表する河川氾濫に関する情報の当面の発表方法については以下のとおりとする。

1. 発表主体等

洪水予報指定河川の予報区域毎に定めた河川事務所等（地方整備局、河川事務所等）と气象台等（気象庁予報部、管区气象台、地方气象台）が共同で発表する。本件の伝達先については、その他の洪水予報と同様とするが、現時点で洪水予警報システムでの対応ができないため、FAX、メール等を活用して伝達するものとする。

2. 発表のタイミング

大雨特別警報が発表されている府県予報区^{※1}において、特別警報が警報等へ切り替えられる際^{※2}に、国管理河川の予報区域において想定する氾濫域がその府県予報区に含まれる場合、速やかに発表するものとする。

なお、同一予報区域が想定する氾濫域が複数府県予報区に関係する場合は、切替の都度、発表することとするが、短時間で連続して切替となる場合はその旨を記載の上、まとめて発表して差し支えない。

※1 都府県を基本。ただし、北海道は複数の地方に分割。

※2 発表されている大雨特別警報は、大雨警報や大雨注意報に切り替えられるほか、すべて解除される場合などがある。

3. 発表の対象とする予報区域の条件

すべての国管理河川の予報区域のうち、前述の発表のタイミングとなった際に、洪水予報を発表している予報区域を対象とする。

また、長大な河川の中下流部であるなど、ある程度の長期の見通しが技術的に可能な予報区域においては、洪水予報を発表していない場合であっても氾濫危険情報の発表が見通される場合は、河川氾濫に関する情報を発表する。

なお、洪水予報を発表している場合でも、避難判断水位を超過しておらず今後も氾濫危険水位を超過する見込みがない、あるいは、既に氾濫危険水位を下回り引き続き水位の低下が見込まれるなど危険な状況を脱したと判断される場合は対象としないこととしてよい。ただし、堤防の損傷等により水位のみで判断できない場合もあるので注意すること。

4. 発表内容

発表中の洪水予報を踏まえ、大雨特別警報が警報等に切り替えられた後にも河川氾濫の危険が迫っていることを広く周知する。

また、この際、6時間先までの水位予測のほか、長期の見通しが可能な予報区域においては、氾濫危険水位を超過する可能性及び超過と思われる時間帯、水位・流量のピークとなる時間帯などについて参考情報として記載する。

なお、6時間先までの水位予測等については、既に氾濫が発生しているなどにより水位予測の精度が期待できないなども考えられるため、その他の事情を含めてやむを得ない場合は記載を省略してよい。

発表形式については、参考に送付する発表形式の例をもとに、関係する河川事務所等と气象台等が協議し、予報区域毎の発表形式を準備しておくこと。

5. その他

発表のタイミング、対象とする予報区域の条件、発表形式を含む発表内容等については予め河川事務所等と气象台等とで相互に認識共有を図るとともに、大雨特別警報発表時においても警報等への切替に備えて事前に情報交換を行うこと。

「大雨特別警報は警報に切り替えたが、河川の増水、氾濫はこれから」

高知県の大雨特別警報は警報に切り替わりますが、仁淀川の洪水はこれからも警戒が必要です。天候が回復しても、氾濫が発生するおそれがあるため、洪水への一層の警戒が必要です。

■ ^によどがわ ^わ仁淀川 では、**氾濫警戒情報(警戒レベル3相当情報)** を発表中です。

仁淀川 の 伊野 水位観測所(高知県吾川郡いの町)では、当分の間、避難判断水位を超える水位が続く見込み。

河川名	水位観測所	水位状況	今後の見込み
^に よどがわ ^わ 仁淀川	^{いの} 伊野 ^{こうち} ^{あがわぐん} ^{ちよう} (高知県吾川郡いの町)	避難判断水位超過	水位は横ばい

発表中の指定河川洪水予報は下記のサイトからご覧いただけます。
川の防災情報 <https://www.river.go.jp/>
気象庁HP <https://www.jma.go.jp/>

問い合わせ先
水位関係：国土交通省 高知河川国道事務所 tel:088-832-0779
気象関係：気象庁 高知地方気象台 tel:088-822-8881

「大雨特別警報は警報に切り替えたが、河川の増水、氾濫はこれから」

高知県の大雨特別警報は警報に切り替わりますが、仁淀川の洪水はこれからも警戒が必要です。天候が回復しても、氾濫が発生するおそれがあるため、洪水への一層の警戒が必要です。

■ ^によどがわ ^わ仁淀川 では、**氾濫危険情報(警戒レベル4相当情報)** を発表中です。

仁淀川 の 伊野 水位観測所(高知県吾川郡いの町)では、当分の間、氾濫危険水位を超える水位が続く見込みであり、氾濫のおそれあり。

河川名	水位観測所	水位状況	今後の見込み
^に よどがわ ^わ 仁淀川	^{いの} 伊野 ^{こうち} ^{あがわぐん} ^{ちよう} (高知県吾川郡いの町)	氾濫危険水位超過	水位低下傾向

発表中の指定河川洪水予報は下記のサイトからご覧いただけます。
川の防災情報 <https://www.river.go.jp/>
気象庁HP <https://www.jma.go.jp/>

問い合わせ先
水位関係：国土交通省 高知河川国道事務所 tel:088-832-0779
気象関係：気象庁 高知地方気象台 tel:088-822-8881

「大雨特別警報は警報に切り替えたが、河川の増水、氾濫はこれから」

高知県の大雨特別警報は警報に切り替わりますが、仁淀川の洪水はこれからも警戒が必要です。天候が回復しても、氾濫が発生するおそれがあるため、洪水への一層の警戒が必要です。

■ 仁淀川 には、 氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報) を発表中です。

仁淀川 の 伊野 水位観測所(高知県吾川郡いの町) 区間において氾濫が発生。伊野 水位観測所(高知県吾川郡いの町)では、区間内での浸水範囲の拡大に注意が必要です。各自安全確保を図るなど、適切な防災行動を取ってください。

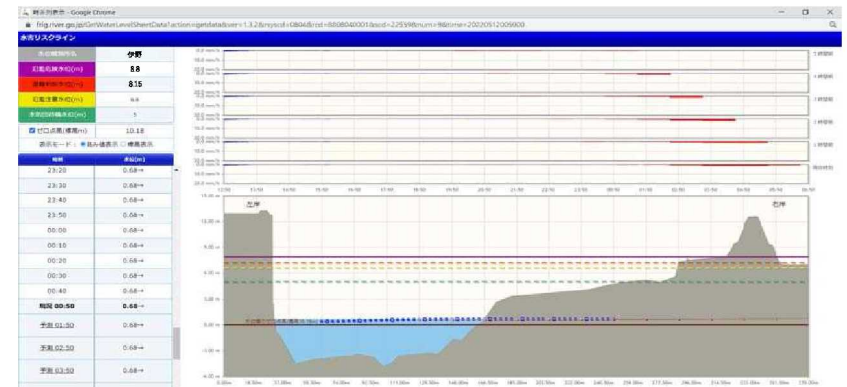
河川名	水位観測所	水位状況	今後の見込み
仁淀川	いの 伊野 こまち ちよう (高知県吾川郡いの町)	氾濫発生中	浸水範囲の拡大に注意

発表中の指定河川洪水予報は下記のサイトからご覧いただけます。
川の防災情報 <https://www.river.go.jp/>
気象庁HP <https://www.jma.go.jp/>

問い合わせ先
水位関係：国土交通省 高知河川国道事務所 tel:088-832-0779
気象関係：気象庁 高知地方気象台 tel:088-822-8881

(参考資料)

伊野水位観測所
(高知県吾川郡いの町)



水防資材保有状況（物部川、仁淀川）

R5.4.19

資材・機材 名称	単位	物部川出張所	仁淀川出張所
大型土のう	袋	1,300	4,225
土嚢	袋	19,400	11,100
縄・ロープ類	m	縄:17本	1,020
むしろ(ブルーシート)	m2	103(枚)	20(枚)
杉丸太	本	494	20
番線(#8～#12)	m	100	1,960
大型照明灯	台	2	
はしご	丁		1
スコップ	丁	88	49
鍬(くわ)	丁	6	
鶴嘴(つるはし)	丁	3	2
鋤簾(じょれん)	丁	27	26
鎌(かま)	丁	30	23
鋸(のこ)	丁	12	15
柄鎌 鉋	丁	1	
斧(おの)	丁	18	17
鳶口(とびぐち)	丁		
掛矢(かけや)・ハンマー類	丁	36	掛矢:44、ハンマー:5 中ハンマー:8、大ハンマー:51
胴突き たこ槌	丁	63	26
しょうれん 梃子棒	丁		4
ペンチ 番線カッター	丁	ペンチ:5	ペンチ:2
荷車・一輪車	台		34
救命胴衣	着		
発動発電機	台		
船	隻		1
土砂	m3	48,000	27,150
コンクリートブロック	個	3,501	3,005
水防マット	枚	7	12
てみ	個		53
しの	丁		23
鉄筋杭	本		255
水のう	基		4
照明装置	台		7
照明車	台		3
緊急排水ポンプ車	台		6
光ケーブル	m		1,070
FEP管(PE50)	m		50
鬼針(#14×100m)	箱		
オートフック	個		1
遠隔操作式吊フック	基		1
袋型根固め用袋材	袋	2,000	2,000
袋詰め用製作枠	組	1	1
捨石(10～100kg)	組		1,700
保管場所		蔵福寺水防待機所、高川原水防待機所、吉川水防待機所、岩積水防待機所、物部川出張所ほか	仁淀川出張所、波介川水防倉庫、南の谷排水機場、波介川水門、波介川ポンプ車庫、宇治川排水機場ほか